

# 個人情報保護規程

特別養護老人ホーム桔梗みのりの里（短期入所生活介護を含む）では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報（利用者及びそのご家族等）について、利用目的を以下のとおり定めます。

## 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

### ○介護福祉施設内部での利用目的

①当施設が利用者等に提供する介護サービス

②介護保険事務

③介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち

- ・入退所等の管理
- ・会計、経理
- ・事故等の報告
- ・当該利用者の介護医療サービスの向上

### ○他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

①当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

- ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・家族等への心身の状況説明

②介護保険事務のうち

- ・保険事務の委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答

③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

### ○当施設の内部での利用に係る利用目的

①当施設の管理運営業務のうち

- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当施設において行われる学生の実習への協力
- ・当施設において行われる事例研究

### ○他の事業者等への情報提供に係る利用目的

①当施設の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関への情報提供
- ・施設のホームページおよび広報誌への掲載

## 【施設内における個人情報の取り扱いについて】

### ○居室への名札の掲示します

※必要に応じて利用者様の居室及び面会時のご家族様の確認と職員の取り違い防止に役立てます

### ○施設での行事・レクリエーション等の写真の施設内及び広報誌・ホームページ等への掲示・ビデオ撮影および上映を行います。

### ○外部からの電話やご面会時の利用者様に対する取り次ぎを行います

※尚、当施設をご利用しているかどうかのご質問についてはお答えしかねます。また、ご本人様の心身の状況についてのお問い合わせにつきましては、ご本人様若しくはあらかじめ緊急時のご連絡先等として届出されている方以外へのお答えは致しませんので、入退去等のご連絡はご家族様間をお願い申し上げます。

### 【個人情報の使用に関する同意】

特別養護老人ホーム桔梗みのりの里は、前記の【個人情報の利用目的】及び【当施設における個人情報の取り扱い】についてサービス開始前に説明を行い、この範囲で個人情報の使用及び情報の収集をすることに同意をいただきます。この同意書の有効期限は同意日から1年とし、以後は自動更新とします。

この同意書について一部同意しがたいものがある場合、または同意後に変更及び取り下げを希望する場合は施設相談窓口にて受け付けます。

### 【個人情報の開示】

○本人から個人情報の開示を求められた場合は、身分証明書等の確認により個人情報を開示するものとする。ただし、次に該当する場合には、その全部又は一部を開示しないものとします。

※本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

※事業所の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

※他の法令に違反することとなる場合

○個人情報の開示を求める希望者が代理人である場合は、本人の委任状及び代理人の身分証明書及び個人情報の利用目的を書面にて確認の上、個人情報を開示します。

○個人情報の開示を求める希望者が代理人であるものの、本人が認知症若しくはその他傷病等の事情により、委任状が作成できない場合は、個人情報の開示を求める希望者の身分証明書及び個人情報の利用目的を書面にて確認の上、事業所内で協議の上、次に該当しない場合は開示するものとします。

※本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

※事業所の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

※他の法令に違反することとなる場合

○個人情報の開示方法は原則書面の交付による方法となります。

### 【個人情報の訂正・追加・削除】

本人又は代理人が個人情報の訂正・追加・削除を希望する場合は、書面によって確認し、利用目的の達成に必要な範囲内において、必要な調査を実施の上、訂正・追加・削除の必要があると判断される場合には、その結果に基づいて、個人情報の訂正・追加・削除の措置を取ります。

尚、必要な調査の結果、訂正・追加・削除の措置を取らない場合はその理由を遅滞なく、通知します。

### 【従業員等の責務】

事業所は従業員等（ボランティア等及び退職等により従業員でなくなった後も含む）に業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩してはならない旨の誓約書を交わし、厳格に個人情報の管理を行います。

施行 平成26年5月1日

改定 平成27年9月1日